

PFAS に係る住民説明会

質疑応答

1. PFAS による汚染に関すること

- Q 国から暫定指針値を示された以降の水質検査はどれくらい実施していますか。
- A 藤ヶ谷区での地下水調査は令和 6 年度より行っていますが、柏市域では令和 3 年度から毎年調査区域を変えて調査を行っています。令和 5 年度は 3 地点で調査し、令和 6 年度からは 10～11 地点で調査を行う予定です。
- Q PFAS の検査結果は PFOS と PFOA の合計値で記載されていますが、それぞれの測定結果はわからないのでしょうか。
- A 検査結果は PFOS と PFOA のそれぞれの測定結果を合計した数値を PFAS としてお示ししています。藤ヶ谷区では PFOS の方が高い傾向になってはいますが、PFOA も検出されています。
- Q 井戸水の汚染は井戸を設置している深さも影響しているのではないのでしょうか。
- A 地下水汚染の深度については、地下水流向調査を 8 月下旬に行う予定です。
- Q 柏市が 8 月から行う地下水の第三次調査の対象となっているのですが、自宅に設置している浄水器を通した後の水質検査も併せてお願いできますか。
- A 今回の水質検査は地下水汚染の有無を確認することを目的としているため、浄水器通過後の水の検査は柏市では出来かねます。
- Q 地下水調査は今回で終わりでしょうか。今後も継続的な調査はありますか。
- A 今回暫定指針値を超過した地下水については継続して調査をしていく必要があると考えております。ただ、調査頻度が毎年か隔年になるかについては検討中です。
- Q 自衛隊への立入検査の内容についてできる限り開示してほしい。
- A 現時点では今回の河川や地下水の汚染の原因者がわからない状態です。今後の調査により、汚染の原因者が特定されてきたような場合は、その原因者に対して、千葉県や関係市で対策を要望をしていく必要があると考えております。
- Q 自衛隊の泡消火剤について、現在の保管状況などについて教えてください。
- A 自衛隊の泡消火剤の処分については防衛省より通知が出ており、令和 6 年度末にはすべての処分が完了することになっています。処分についても適切に処理されることになっております。また、下総基地に関しては現時点で処分が完了しており、PFOS を含む泡消火剤は所有していません。
- Q 家庭用の消火器には泡消火剤と同じ成分が含まれているのですか。
- A 家庭用の消火器は泡消火剤と含まれる成分が異なりますので、家庭用の消火器には PFAS は含まれておりません。

- Q 消火剤については消防でも持っているのではないのでしょうか。
- A 消防の消火剤について、現在の消火剤について PFAS は含まれていませんが、成分を確認してホームページ等で掲載したいと考えています。
- Q 今回の PFAS に関する調査は国の指示で動いているのでしょうか。
- A 地下水調査は柏市が自らの判断により行っており、河川調査は千葉県と連携して対応しています。

2. 健康被害に関すること

- Q TDI（耐容一日摂取量）が 20ng/kg（体重）・day となっている理由を教えてください。
- A TDI は、農林水産省の食品安全委員会が国内外の論文等の内容を踏まえて示された数値となっています。数値については現在も調査研究が続いているため、今後数値が変わることもあります。
- Q 普段口にしている食べ物などの食品中に PFAS はどれくらい含まれているのでしょうか。
- A 食品中の PFAS について、食品安全委員会の評価書では農林水産省が平成 24 年から 26 年に調査した結果によると平均的な推計の摂取量は今回の基準（TDI：20ng/kg（体重）・day）よりも十分に低いということが書かれています。
- Q TDI（耐容一日摂取量）の考え方を教えてください。
- A TDI（20ng/kg（体重）・day）の数値は、1 日当たりの数値となります。体重 60 キログラムであれば、1 日当たり 1,200 ナノグラムになりますので、毎日この値を下回っていれば安全であるというのが TDI の考え方となります。

3. 水道に関すること

- Q 上水道の水質検査はしていますか。
- A すべての水源地で国が定める暫定目標値（50ng/L 以下）を満たしています。また、本年 6 月 3 日に採水を行い、すべての水源地において 5 ng/L 未満であることを確認しています。
- Q 水道を接続していただければ PFAS の飲用に関しては安全ですか。
- A 水道水の水質管理を国の基準に基づいて行っており、現在は暫定目標値（50ng/L 以下）を満たしているので、安全とは言えるかと思います。水道の給水や水道管の接続に関しましては、上下水道局給排水課の総合相談窓口（04-7167-1434）にお問い合わせください。
- Q 水道を接続する場合の費用はどうなりますか。
- A 水道本管は柏市で整備します。また、各ご家庭に引き込む給水管につきましてはご利用者の財産となることから、利用する方の負担となります。
- Q 市民が水道管を引き込むために必要な費用にはどのようなものが含まれますか。

- A 水道の本管から各家庭に引き込むためには引込管を整備する必要がありますが、これには道路の掘削やこれに伴う安全対策として交通誘導を行うガードマンなどの費用が生じます。これらの引込管に係る費用についてはご利用者の財産となるため、柏市の負担ではなく自己負担となります。

水道管の敷設に要する費用は各家庭や場所によって変わりますので、上下水道局給排水課の総合相談窓口（04-7167-1434）にご相談していただければ個々の状況に合わせた回答をさせていただきます。

- Q 藤ヶ谷区で井戸を利用している家庭で暫定指針値を超過した方には水道を接続してほしいのですが。

- A 水道管の敷設については、使用量が少ないと水道管内の水が滞留して、水に含まれる残留塩素の濃度が低下していき、最終的には水道水の水質を満たせなくなることから、使用量が見込めるところから少しずつ水道管を整備しているところです。将来、長期的にはすべてのご家庭の前面に水道管が整備できるようには考えておりますが、現状はまだその時期をお示しできるような状況ではないことをご理解いただきたいと思います。

- Q 水道本管が敷設されている位置によっては、水道管を引き込む費用が家庭ごとに異なってくると思いますが、道路部分の工事費用は柏市が負担していただけないでしょうか。

- A 道路幅や本管の敷設の位置などにより工事費用に差があることは把握しています。しかしながら、新たに敷設する引込管についてはご利用者の財産となるので、水道を利用される方にご負担いただいているのが現状です。なお、ご家庭に引き込まれている水道管のうち、道路部分の漏水などの維持補修費用は柏市で負担しています。

4. 補助制度に関すること

- Q 柏市の補助制度案の補助要件にある飲用とはどこまでを含めるのですか。

- A 飲用はそのまま井戸水を飲むほかに、炊事などで体内に摂取するものも含めています。

- Q 資料は補助制度案となっておりますが、今後内容に変更はありますか。

- A ウォーターサーバーと浄水器に対する補助とするメニューは変わりませんが、補助対象となる期間や費用は検討中です。

- Q 補助制度案にあるウォーターサーバーは自宅の井戸水を利用する浄水タイプになりますか。

- A 宅配水タイプを想定しています。

- Q 一つの井戸を2軒で利用している場合、浄水器の補助は1軒分しかもらえないのですか。

- A 補助金は世帯ごとに考えています。2世帯で利用されているのであれば2世帯分の補助となります。

- Q 今回の調査で暫定指針値未満となった方は補助制度の対象外でしょうか。
- A 補助対象となる方には基準を設けさせていただきます。そのため、今回の補助制度で対象となることは難しいと思われます。
- Q 以前、柏市に問い合わせた際に浄水器のサンプルを提供すると言われましたが、これはどのようなものですか。
- A 柏市が以前行った1次、2次調査時に上水道が全く整備されていない区域で井戸水を飲用していて、指針値を超過しているお宅に蛇口に付ける浄水器を配付しました。
- Q 市が推奨する浄水器の性能などがあれば情報提供してくれませんか。
- A 浄水器の性能をどこまで求めるかなどについては現在検討中ですが、内容がまとまり次第、ホームページで情報を発信していきます。

5. 今後のお問い合わせについて

- Q 本説明会後のPFASに関する問い合わせはどうすればよいですか。
- A ご質問の内容によってそれぞれの業務を所管する部署へお問い合わせください。
- ①PFASの河川や地下水の汚染、浄水器等の補助制度に関すること
⇒環境部環境政策課（TEL：04-7167-1695）
 - ②健康被害に関すること
⇒保健所生活衛生課（TEL：04-7167-1259）
 - ③水道に関すること
⇒上下水道局給排水課（総合相談窓口）（TEL：04-7167-1434）